

「130万円の壁」の対応について



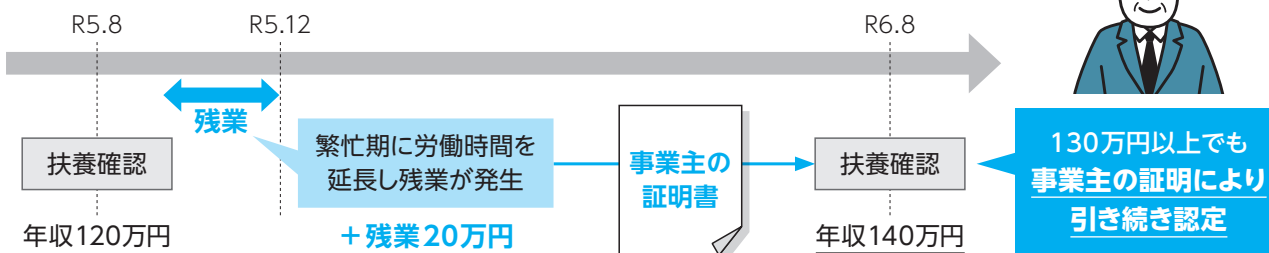
パートやアルバイトで働く健康保険組合の被扶養者は、年収が130万円を超えると、扶養から外れて国民健康保険の保険料を支払うこととなり手取り収入が減ってしまうため、人手不足で仕事はあるのに働く時間を調整している方もいます。

厚生労働省は、令和5年10月20日付通知により、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な増収の場合、年収130万円以上(月収108,334円以上)となっても、一時的な収入増加である旨の事業主の証明があれば、引き続き扶養に入ることが可能となる仕組みを作りました。

当健康保険組合においても、厚生労働省の措置に基づき、被扶養者の認定および収入確認を行います。

■事業主の証明による被扶養者認定

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



「130万円の壁」への対応の概要

年収が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する障害者は180万円)以上となっても、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加である旨の事業主の証明を添付することで、扶養継続を可能とします。

ただし、基本給の変更などで年間収入が恒常的に130万円以上となる場合は、従来どおり扶養から外れることとなります。



事業主の証明について

証明する事業主は、被扶養者のパート先やアルバイト先です。

認定の上限について

あくまでも「一時的な事情」の場合であるため、連続2回までが上限となります。「令和6年度被扶養者資格確認(検認)」(令和6年8月31日までに届出分)で該当する方は、1回目となります。

一時的な収入増加の要因について

主に時間外勤務手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定されるため、基本給が上がった場合など、今後も引き続き収入が増えることが見込まれる場合は、一時的な収入増加とは認められません。

想定されるケースは以下のような一時的なものとなります。

- ・他の従業員が退職・休職したことにより業務量が増加
- ・勤務先の受注が大口案件等により、事業所全体の業務量が増加(勤務時間・出勤日数)

被扶養者の認定について

社会保険の被扶養者の要件は収入要件だけではないため、その他の要件を満たさなければ、被扶養者として認定できません。

別居されている方への送金証明や、収入が被保険者の収入の2分の1未満であるなど、「主としてその被保険者により生計が維持されている」ことが確認できなければ被扶養者として認定できません。

提出書類について

事業主証明以外にも、その他の書類をご提出いただく場合があります。

例) 月々の給与明細、住民票、配偶者の所得証明書 など

被扶養者削除手続きについて

勤務時間の増加等によりパート先にて被保険者資格を取得した場合は、被扶養者の削除の手続きが必要になりますので、被扶養者(異動)届をご提出ください。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日 ^{※3}		令和	年	月	日
被保険者	(フリガナ) 氏 名				
	被保険者等記号・番号				
被扶養者	(フリガナ) 氏 名				
	被保険者等記号・番号				

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー				
事業所名称					
事業主氏名					
電話番号					
雇用契約等により本来想定される年間収入					円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和	年	月	から	
	令和	年	月	まで	
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）					円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。